

監査公表第13号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した、水道部（上水道課、下水道課、上下水道サービス課）に係る定期監査の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成29年10月26日

敦賀市監査委員	安	久	彰
同	中	村	淳
同	山	崎	法子

水道部（上水道課、下水道課、上下水道サービス課）に係る定期監査結果報告

1 監査の実施日

平成29年7月3日（月）

2 監査の対象

水道部（上水道課、下水道課、上下水道サービス課）に係る財務事務の執行状況及び経営事業の管理状況

3 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた調書及び関係諸帳簿等を照合し、必要に応じ関係職員の説明を聴取して、財務に関する事務及び事業の管理並びに事務の執行が適正に行われているか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

水道事業会計及び下水道事業特別会計等それぞれの財務事務の執行及び経営事業の管理については、おおむね適正に行われていると認められた。

平成28年度の水道事業の経営状況は、平成28年4月1日付けでの簡易水道事業会計を地方公営企業会計へ統合したこともあり、当期損益は前年度より34.74%減少した107,432,989円の純利益を計上しており、引き続き黒字決算となっている。

しかしながら、簡易水道事業の統合に伴う新たな施設の維持管理・事業運営が生じ、人口減少や市民の節水意識の向上など給水収益の減少が見込まれる中で、今後より厳しい経営が続くものと思われるので、適切な執行及び健全経営に努めていただきたい。

また、平成30年度からの移行される下水道事業については、引き続き計画的な移行業務を進めていただきたい。

ただし、次の事務の執行については、引続き必要な措置を講じられたい。

（1）未収金の削減について

上下水道使用料及び下水道受益者負担金・分担金については、負担の公平性
の見地からも納付の意識高揚に努め適正な負担を図り、滞納を発生させない徴収体制の強化や工夫を図り、未収金の削減に引き続き努力されたい。

(2) 超過勤務手当の事務処理について

超過勤務処理簿及び実績報告書の誤った記載があり整合性が取れていないものがあつたため、実績を確認し、算出に遺漏のないよう留意していただきたい。